

## ◎道路整備費の財源等の特例に関する

### 法律の一部を改正する法律

(平成二〇年五月十三日法律第三二号)

観点から、既存高速道路ネットワークの有効利用と機能強化を図ることが必要であります。

この法律案は、このような状況を踏まえて提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、道路整備費の財源等の特例に関する法律について、法律の題名を道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に改めることとしております。

第二に、揮発油税等の収入額の予算額を毎年度道路整備費に充てる措置の適用期間を平成二十年度以降十年間延長するとともに、揮発油税等の収入額の予算額が各年度において道路整備費を上回る場合には、必ずしも当該年度の道路整備費に充てる必要はないものとしております。

第三に、地方道路整備臨時交付金制度について、都道府県等が行う一般国道の整備事業を交付の対象とした上で、当該制度の適用期間を平成二十年度以降十年間延長することとしております。

第四に、道路整備事業の地方の負担の軽減を図るため、道路整備事業の地方負担分について無利子の資金を貸し付ける地方道路整備臨時貸付金制度を平成二十年度以降五年間の措置として創設することとしております。

○冬柴国務大臣 ただいま議題となりました道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国の国際競争力の強化、地域の活性化、安全・安心の確保、環境の保全と豊かな生活環境の創造といった政策課題に対応するため、真に必要な道路の整備を計画的に進めることは、今後とも、我が国にとって重要な政策課題であり、このために必要な財源を、納税者の理解を得ながら、引き続き確保することが必要であります。また、地方財政が厳しい中にあっても、地域間格差への対応や生活者重視の視点から、地域の自主性にも配慮しつつ、地域の道路整備を着実に促進することが必要であるほか、地域の活性化、物流の効率化等の政策課題に対応す

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律

第五に、高速道路の利用者等の利便を増進し、その負担の軽減を図るため、国土交通大臣が同意する計画に従い、高速道路株式会社による高速道路料金金の引き下げとスマートインターチェンジ等の整備を目的として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務を政府が承継することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、特別会計に関する法律の改正等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

## 二、衆議院国土交通委員長報告(平成二〇年三月一三日)

○竹本直一君 国土交通委員長の竹本直一でございます。

ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、道路整備費の財源の特例措置を改め、その適用期間を十年間延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

まず第一に、平成二十年度以降十年間は、揮発油税等の収入額の予算額を毎年度道路整備費に充てることとし、当該予算額

が各年度において道路整備費を上回る場合には、必ずしも道路整備費に充てる必要はないものとする事、

第二に、道路整備事業の地方の負担の軽減を図るため、無利子の資金を貸し付ける地方道路整備臨時貸付金制度を創設すること、

第三に、高速道路の利用者等の利便を増進し、その負担の軽減を図るため、高速道路株式会社による高速道路料金金の引き下げとスマートインターチェンジ等の整備を目的として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務を政府が承継すること

などであります。

本案は、去る二月二十一日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、翌二十二日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、同日福田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。二十七日には参事人からの意見聴取を行い、昨三月十二日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院財政金融委員長報告(平成二〇年五月二日)

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、揮発油税等の税金を道路整備費に充てる措置を平成二十年度以降十年間延長する等のほか、地方道路整備臨時貸付金制度の創設、政府による日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通委員会と連合審査会を開催し、内閣総理大臣及び関係大臣に対し、政府・与党決定による道路特定財源一般財源化の方針と本法律案との整合性、道路特定財源を一般財源化した後の道路整備の在り方、道路関係公益法人改革の内容等について質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

連合審査会を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して辻泰弘理事、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して荒木清寛委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は賛成少数により否決

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律

すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二〇年五月二三日、憲法第五九条第二項の規定に基づき再可決した。